

## 第7章

### 「みんなの力で」暮らしやすいまちづくり



## 第1節 まちづくり活動

### 現状・課題

- ☆地方分権が進む中、住民が自らの地域を考え、まちづくりに主体的に取り組んでいくことが求められています。
- ☆本町では、まちづくりに関する意見交換の場として「まちづくり推進会議」や「車座トーク」、「夜間町長室」などを実施しているほか、大型事業の実施に関する住民説明会の開催など、住民の声と意思を尊重しながら、まちづくりを進めています。
- ☆郷土愛の醸成のため、幅広い住民がまちづくりに参加できる機会を確保するとともに、住民の主体的なまちづくり活動への支援を行い、地域の活性化につなげていく必要があります。
- ☆町民憲章は、住民がいつまでも郷土を愛し、大きく伸びる訓子府に暮らすことを誇りとして、昭和45年に制定されました。以来、この憲章の精神のもと住民意識の高揚を図ってきましたが、日常活動の中で一人一人が住民であることに誇りをもって将来に引き継いでいく必要があります。



### 施策の展開

#### 1. まちづくりへの参加促進

##### (1) 住民の参加促進

- まちづくりに関する会議の設置や広聴活動の充実により、住民のまちづくりへの参加を促進します。
- 町ホームページや広報紙を通じて、住民へ積極的に行政情報を提供し、町の財政や行政運営への正しい理解と関心を促すことにより、行政運営への積極的な参加を促進します。

##### (2) 住民の主体的なまちづくり活動への支援

- 住民参加のまちづくりを推進するため、住民が主体的に取り組むまちづくり活動への支援を行います。



## 2. まちづくりの人材確保

### (1) 担い手の育成

- まちづくりに関わってみたいという住民の意欲を応援し、各種支援制度などにより担い手の育成を推進します。

## 3. 協働のまちづくりの推進

### (1) 地域担当職員の配置

- 住民と行政の協働のまちづくりを推進するため、各自治会に地域担当職員を配置し、地域活動の活性化を図ります。

## 4. 郷土愛の醸成

### (1) 町民憲章の推進

- 郷土愛の醸成のため、広報紙や各種行事などのさまざまな機会を通じて町民憲章を推進します。

### (2) 記念事業の推進

- 町制施行記念、開拓記念などの事業を通じ、郷土愛の醸成を図ります。



## 第2節 コミュニティ

### 現状・課題

- ☆近年、単身世帯の増加や核家族化、個人志向の高まりなどにより地域のコミュニティ活動への参加者が減少しています。また、人口減少や高齢化の進行により活動を維持することが困難になってきている自治会もあります。
- ☆各自治会では、環境美化や福祉など、さまざまな活動が行われています。今後も、自治意識が高まるよう促しながら、自主的な活動を支援していくことが必要です。
- ☆コミュニティ活動の拠点である集会所は、地域住民の交流や研修の場となるなど、重要な役割を担っており、施設や設備などを維持していく必要があります。



### 施策の展開

#### 1. コミュニティの活性化

##### (1) 自治意識の醸成

- 地域におけるコミュニティ活動を支援し、住民の自治意識の醸成を図ります。

##### (2) コミュニティ活動への支援

- 各自治会が取り組む特色ある活動や新たな事業の立ち上げ、既存事業の拡充、町の推進施策と連携した取り組みなどを支援します。

##### (3) 地域活動拠点などへの支援

- 地域住民の交流や研修などの拠点となっている施設や地域活動に必要な設備などの整備を支援します。

##### (4) 行政区の再編

- 地域のコミュニティ活動を維持することが困難となった場合は、地域との協議により行政区の再編を検討します。

##### (5) 各種団体などへの支援

- 老人クラブ、ボランティア団体など、地域のさまざまな団体の活動を支援します。



# 第3節 男女共同参画

## 現状・課題

- ☆近年は、女性の社会進出や少子高齢化の進行などを背景として、ワーク・ライフ・バランス\*などの視点から男女共同参画の重要性が増してきていますが、社会慣習には女性に対する差別や偏見、男女の固定的な役割分担意識が残っているのが現状です。
- ☆男女が対等なパートナーとして社会のあらゆる分野に参画し、責任を分かち合う社会の実現が求められています。
- ☆男女平等意識を形成し、男女が共に多様な生き方を選択できる男女共同参画社会を実現するため、誰もが男女共同参画に関する学習に参加できるよう、学習機会の充実を図る必要があります。
- ☆女性の視点や多様な考え方が反映される調和のとれたまちづくりを促進するため、各種審議会などにおける女性委員の積極的な登用を図る必要があります。

## 施策の展開

### 1. 男女共同参画の推進

#### (1) 男女共同参画への意識の醸成

- 男女の固定的な役割分担意識の是正を図るため、広報紙などを活用して啓発活動の充実を図ります。

#### (2) 学習機会の充実

- 男女共同参画に関する学習機会を充実させ、特に女性だけではなく男性の理解も促進する取り組みを推進します。

- 女性交流会の実施により女性のネットワーク化を図り、女性の能力や活力を引き出すよう努めます。

#### (3) 就労環境の整備

- 男女が共に働きやすい環境づくりを目指して、企業や団体などに対し、男女共同参画社会の重要性を認識してもらえるよう、広報・啓発活動を推進します。

#### (4) 育児期・介護期の支援

- 男女が共に働き続け、地域活動を続けられるよう、保育サービスなどの子育て支援や介護・福祉サービスなどの充実を図ります。

#### (5) 政策形成への女性参画促進

- 男女が互いに協力し合える社会づくりを進めるため、各種審議会などの政策形成の場における女性の積極的な登用に努めます。

#### (6) セクシャル・ハラスメント\*やドメスティック・バイオレンス\*(DV)の防止など

- 広報紙などによりセクハラ、DV防止の啓発を図るとともに、被害者の支援に努めます。

\*ワーク・ライフ・バランス～仕事と家庭が両立しやすい雇用環境づくりのこと。

\*セクシャル・ハラスメント～性的な言動による嫌がらせ行為。

\*ドメスティック・バイオレンス～夫婦やパートナーから受ける暴力のこと。



## 第4節 地域間交流

### 現状・課題

☆地域住民にとっては普段から何気なく目にしている景色や郷土食、伝統行事、農産物などが他の地域の住民にとっては、とても魅力的なものであることがあります。こうしたものを、地域資源と捉える中で掘り起こしを図り、情報発信と交流活動の拡大や活発化を推進する必要があります。

☆地域の魅力を発信し、他地域との交流を図ることは、郷土の特性を再認識するとともに、地域の個性の確立や地域活性化にもつながると考えられています。

☆平成13年から姉妹町となった高知県津野町とは、団体・組織を中心とした人的交流や特産品を通じた産業交流を行ってきましたが、現在では、小学生の交換留学や職員の相互人事交流など、さまざまな交流を行っています。

### 施策の展開

#### 1. 姉妹町交流の推進

○姉妹町である「津野町」との地域間交流を通じ、地域特産品を通じた産業・文化交流や次世代の交流などを推進します。

#### 2. 地域間交流の推進

##### (1) 自治体間・イベント交流の推進

○全国の共通の目的を持った自治体間交流、イベント交流などの推進に努めます。

##### (2) 地元出身者との交流推進

○全国各地にいる本町出身者との幅広い交流を推進します。

##### (3) 交流活動の促進

○各種視察研修などの受け入れを推進します。

○特産品やまちのPRを通じ、人・モノの交流促進を図ります。



# 第5節 行政

## 現状・課題

- ☆人口減少と少子高齢化が全国的に本格化しつつある中、社会全体で問題となっていることが本町でも現実のものとなってきています。こうした課題については、今後どのような施策が重要であるのかを見極めながら行政運営をしていく必要があります。また、行政サービスの提供にあたっては、その効率性や効果を高めるため、民間活力の導入を検討する必要があります。
- ☆本町の公共施設については、老朽化が進んでおり、改修や更新に多額の費用がかかることが予想されています。このような状況を回避するため、改修や更新にかかる費用を全体的に抑制させ、平準化させることが必要です。
- ☆行政の情報化推進にあたっては、各行政システムの安定稼働や情報セキュリティ対策、安全なインターネット環境の維持管理などを行っていく必要があります。
- ☆職員一人一人の行政執行能力や政策形成能力の向上を図り、自主性を高めるために職員研修の充実や人事評価制度の導入を進める必要があります。
- ☆圏域や近隣自治体と連携し、特定の事務事業を共同化する広域行政は、行政サービスの多様化や人口減少への対応、行政運営の効率化の面から一段と重要性を増しています。

## 施策の展開

### 1. 行政運営の推進

#### (1) 効率的な行政運営

- 行政改革大綱に基づいて、効率的で効果的な行政運営体制の確立を図ります。
- 公共施設の管理運営をはじめとした行政サービスの提供にあたっては、公民が連携して行う PPP\* の手法の活用を検討します。
- 行政ニーズの変化に応じて組織体制の見直しや事務事業の効率化を図ります。

#### (2) 公共施設の有効活用

- 公共施設等総合管理計画に基づき公共施設の有効活用を図り、財政負担の軽減および平準化に努めます。

#### (3) 行政の情報化推進

- 行政内部において、効率性や迅速性、正確性を兼ね備えた業務を遂行するため、 I C T の継続的な整備や効果的な活用・改善を図ります。
- 行政が有する情報資産をサイバー攻撃や災害・事故などから守り、防御し、住民の財産や個人情報を保護するため、情報セキュリティ対策の強化を図ります。
- 町ホームページの充実を図り、 I C T を活用した行政情報の発信を推進します。



## 2. 職員力の向上

### (1) 計画的な職員の採用

○年齢構成、職種別職員数の状況などを踏まえ、計画的な職員採用に努めます。

### (2) マンパワー養成

○職員の自主的な研修に対する支援、効果的かつ計画的な職員研修プログラムの実施、地域や他自治体職員との交流などを通じ、自治体職員としての力（マンパワー）の養成に努めます。

### (3) 人事評価制度の活用

○人事評価制度を通じ、個々の業務や組織目標の実行性を高めるとともに、職員の公務能力や意欲の向上など人材育成に努めます。

## 3. 広域行政の推進

○広域的な行政課題に対応して住民サービスの向上を図るため、近隣自治体との連携を深め、事務処理の共同化などにより効率的な広域行政の推進に努めます。

\*PPP～パブリック・プライベート・パートナーシップ（公民連携）。PPPの中には、PFI、指定管理者制度なども含まれる。



# 第6節 財政

## 現状・課題

- ☆本町の財政能力を示す財政力指数<sup>\*</sup>は0.21（平成27年度）となっており、歳入を地方交付税に大きく依存する構造にあります。自主財源である町税については農業所得による変動が大きく、今後人口減少などにより大きな改善は見込まれないことが予想されます。
- ☆実質公債費比率<sup>\*</sup>は7.8%（平成27年度）と過去の社会資本整備による公債費負担は軽減しており、さらには地方創生などの国の施策による交付金の創設などにより財政状況は改善に向かっているといえます。
- ☆経常経費である維持補修費や物件費が増大していることに加え、昭和50年代に集中して整備された社会資本や公共施設は老朽化による更新時期を迎えることから、財源確保が課題となっています。
- ☆このような状況の中、人口減少により地方交付税をはじめとした各交付金の減額や高齢者人口の増加による社会保障費の増額などが続くことが予想され、複雑化する行政需要に適切に対処する財政運営が求められています。

## 施策の展開

### 1. 財源の確保

#### (1) 自主財源およびその他の財源確保

- 町税などの収納率の向上、遊休資産の売却やふるさとおもいやり寄付事業の推進などにより、自主財源の収入確保に努めます。また、国や北海道の補助金・交付金などの有効活用に努めます。

#### (2) 地方債の適正管理

- 地方債借入については、借入額の抑制に努めるとともに、借入にあたっては財源措置のある地方債を優先します。
- 大型施設の整備にあたっては、借入額を最小限にするとともに、後年度負担を考慮し、減債基金への積み立てや償還額の平準化に努めます。

#### (3) 国などへの制度要望

- 各種施設の整備などに対する国や北海道などの各種補助制度について、実情にあった制度となるよう、制度改善について関係機関へ要請します。



## 2. 財政運営の健全化

### (1) 経費の抑制

○経常経費の縮減を図るとともに、投資的経費の平準化・縮減などにより公債費が経常経費に影響を及ぼさない適正な執行に努めます。

### (2) 基金の有効活用

○財政調整基金および特定目的基金の活用については、一時的な財政需要に対し弾力的に対応するとともに、安全かつ有利な運用に努めます。

### (3) 効果的な財政運営

○事務事業の見直しを徹底するなど、コスト意識を持って効率的・長期的な財政運営の健全化に努めます。

### (4) 公会計の推進

○全国統一の会計基準により運用される公会計制度による財務諸表を公開し、他団体との比較をするとともに、住民と財政情報を共有することに努めます。

### (5) 財政規律の保持

○職員一人一人が財務知識を習得し、コスト意識を持って職務遂行にあたるなど財政規律の保持に努め、財政運営の適正化を図ります。

## 3. 特別会計および公営企業の健全運営

○独立した会計を設けた意義・目的を十分認識し、収納率の向上、独立採算を原則に計画的・効率的かつ適正な執行に努めます。

## 4. 町有財産の管理

○行政財産や普通財産の適正管理と効果的運用に努めます。

\*財政力指数～地方公共団体の財政力を示す指標であり、指数が 1.0 に近づくほど自主財源で円滑に行政を遂行できているとされるもの。

\*実質公債費比率～自治体の収入に対する負債返済の割合を示し、3 年間の平均値が 18%以上で新たな借入をするために国などの許可が必要となり、25%以上で借入をすることを制限される。

